

漢字の用法から観た平安時代の表白文の文体

山 本 真 吾

一、はじめに——従来の表白文研究——

表白は、諸法会・修法・灌頂などに当たって、勧請の本尊聖衆の宝前に於いてその法事の趣旨を表啓告白する行為であって、その際に宣読される文章が表白文である。

この表白文は、古来、『性霊集』・『本朝文粹』などの漢詩文集に漢文の一体としてその位置を与えられている。漢詩文集に収められている諸の文章の中にあつて、表白文は、平安時代を通じて衰えることなく書き継がれ、次代の鎌倉時代へと継承されることから、日本の漢詩文の文章を通時論的に考察する上で、有益な材料を提供すると思われるものである。

従来、平安時代語の研究資料としては、等閑視されて来たこの表白文は、まず、

築島裕「高山寺本表白集の研究」(高山寺資料叢書第二冊)高山寺本古往

来 表白集」所収、昭52・東京大学出版会)

によってテキスト研究が本格的に着手され、近時、

築島裕「醍醐寺本表白集について」(醍醐寺文化財研究所「研究紀要」6、

小林芳規「醍醐寺蔵「薬師」二本について——所収説話と今昔物語集との関係を中心に——」(同右)

山崎誠「建長六年書写覚洞院法印親快筆『表白御草』」(『国書逸文研究』16、昭60・12)

が相次いで公にされた。又、

金水敏「高山寺表白漢字総索引(稿)」(昭和六十一年鹿高山寺典籍綜合

調査研究報告論集、昭62・3)

によって、コンピュータによる漢字索引が作成されるなど、テキスト・本文研究の充実を見せてきている。さらに、まもなく、高山寺経蔵の表白類の好資料が翻刻・影印される由である。⁵⁾

そして、

峰岸明「表白の文章様式について」(高山寺資料叢書別巻「高山寺典籍綜合の研究」昭55・東京大学出版会)

は、この表白文を日本文章史上に定位させるべく、まず冒頭・末尾の表現形式に注目して文章様式を通時論的に考察された。

小論の筆者も、斯道の諸先学の躰尾に付して、本文研究として、

「京都女子大学蔵表白集解説並びに影印」(『鎌倉時代語研究』10、昭62・

又、対句表現の句法、和習の混入といった観点から、

『高山寺本表白集』所収の表白の文体〔鎌倉時代語研究〕9、附61・

5)

「平安時代の表白文に於ける対句表現の句法の変遷について」

〔国語学〕149、附62・6)

「平安時代に於ける表白文の文体的性格——和化漢文的要素に注目して——」〔国文学〕115、附62・9)

を公にし、御批正を仰いだ次第である。

小論の筆者は、右の如く、かつてより平安時代の表白文の「文体」を闡明せんことに努めて来た。本稿に於いても、これを志向するものである。

二、平安時代語の文体論

小論の筆者は、平安時代には如何なる文体範疇が認められるか、そして、それらの内実が如何なるものであり、又、おのおのの文体範疇が互いどのように関係し合っているかを解明することを最終的な課題としている。

平安時代のさまざまな文体研究の中で、最も研究の立ち遅れている分野の一つに、日本人作成の漢詩文の文体研究が存するよう思う。そこで、まずはその中でも平安時代を通じて豊富に資料の伝存している表白文を取り上げて考察することとしたのである。

この項では、右のような立場に立つ時の、「文体とは何か」という問いに対して、現時点での仮説的定義を下し、筆者の志向する文体研究の構想を提示しておきたいと思う。

1、文体の定義

ピエール・ギロー (Pierre Guiraud) は、文体を次のように定義する。⁽²⁾

○文体とは、話し主あるいは書き主の性質と意図によって決定される表現手段の選択から生じた陳述の様相である。

Le style l'aspect de l'énoncé qui résulte de choix des moyens d'expression déterminé par la nature et les intentions du sujet parlant ou écrivain.

これは、学者の数だけ文体の定義があるといわれる中で、「最大公約数的な定義」として優れたものであると従来高く評価されているものである。⁽³⁾

筆者の志向する平安時代語の文体論は、右の傍線部①④のそれぞれに限定を加えてゆくことによって、その輪郭が鮮明になると思われる。

①話し主あるいは書き主

これは、平安時代の文章作成者(原漢文に訓点を施して訓読する加点者も含める)と限定される。

平安時代は、さらに、初期(七九二—九〇〇)・中期(九〇一—一〇〇〇)・後期(一〇〇一—一〇八六)・院政期(一〇八七—一一九二)に四区分されるのが通常である。⁽⁴⁾

この中、従来提唱されている平安時代の文体範疇(後述、例えば和文体・漢文訓読体など)の相互の差が最も歴然としているのは、平安時代の後期・院政期(11・12世紀)であると説かれており、平安時代に於ける文体範疇の認定・仮設は、この11・12世紀に焦点を合わせることが有効であると思われる。

② 性質と意図

表現主体がどのような表現手段を用いるかということは、その人の性質や意図によって決定される。

ビエール・ギローによれば、ことばを媒介として思考を表現する行為即ち言語表現には、その伝達の内容となる概念的価値 (valeur notionnelle) と言語表現に自然に伴う、無意識的な表現主体の感情的価値 (valeur expressive) と、表現主体が意図的に効果を狙い、受容主体に特定の印象を植えつけようとする印象的価値 (valeur impressive) の三重の価値があり、この中、表現的価値と印象的価値とをまとめて、文体的価値 (valeur stylistique) とする。⁽⁹⁾

文体論は、テクストを対象として、その表現の様相を記述し、そこに用いられた表現手段とその文体的価値を明らかにする研究である。

しかしながら、ひとり平安時代のみに限らず、過去のテクストの言語的表現手段の持っていた文体的価値を明らかにしようとする試み、即ち、文体的価値の再構は、容易ではない。ましてや、一々の表現を意識的・意図的表現 (印象的価値) と無意識的表現 (表現的価値) とに識別できるかと言えば、多くの場合にその識別は不可能であると言わざるを得ないであろう。西田直敏氏が、「文体論の実践に際して、ギローの如く、文体的価値を印象的価値と表現的価値とに分けて考えることは、必要ではないにしても、あまり有効ではない」と説かれるのも首肯される。⁽¹⁰⁾

ともかく、平安時代の一々のテクストの表現の様相が記述され、そこに用いられた表現手段がどのようなものであるかを明らかにす

ることが、文体的価値の再構の前提となるのであって、ウルマンの注意したように、「追加の誤り」・「脱落の誤り」を犯さぬようにするために速断は避け慎重に考えてゆくべきであろう。従って、当面は、表現の様相の記述を蓄積してゆくことに努めなければならないと思われる。

平安時代語の文体論に於いては、この問題に対する迫り方として、例えば、(一)文章のジャンル・内容、又その文章が如何なる目的の下に作成されたか、(二)文章作成者の社会的属性などを考慮しておくことが有効なのではないかと思う。

③ 表現手段の選択

これが「文体」を規定する上で、最も肝要であると思しきものである。

ギローは、

○文体的効果は、文体的異形 (variantes stylistiques) の存在すなわち、同じひとつの概念 (un même concept) を表現する言語形態がたくさんあって使い手がその中から選択できるといふことを (中略) 前提としてなりたっている。

と述べる。⁽¹¹⁾ 表現手段は、(a)言語構成要素、各側面より多角的に分析・記述し、最終的にはこれを (b)統合してゆくことよって「文体」が解明されることになる。

(a) 言語構成要素

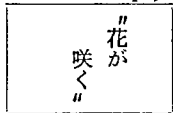
ここでは、まず「言語構成要素」について、平安及び鎌倉時代語研究に於いて従来取上げられてきた例を一・二紹介しつつ、分析的に把握しておくこととする。

⑦ 文字・表記

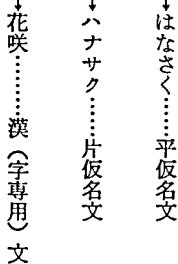
例えば、「同じひとつの概念 (un même concept)」が△花が咲く▽という内容であったとする。

平安時代人は、当時存在した文字から、△はなさく▽の如く「平仮名」を表現手段として選択することができる。又、△ハナサク▽の如く「片仮名」を選択することもでき、さらに△花咲▽の如く「漢字」を選択することもできた。この場合、いずれの文字を用いても「同じひとつの概念」が動揺することはない。従って、この「平仮名」・「片仮名」・「漢字」がそれぞれ「文体的異形 (variantes stylistiques)」であって、その中から一を選ぶとき、それぞれが「平仮名文」・「片仮名文」・「漢 (字専用) 文」などと称されることになる(図参照)。表記面からのこのような分類は、平安時代に於いては、概して、文体としての範疇を形成していたと言いうことができる。

同じひとつの概念
(un même concept)



文体的異形
(variantes stylistiques)



又、これら三つの文体的異形は、相互に交ることがあり、「漢字交り片仮名文」・「漢字片仮名交り文」等の称が行われている。これは、主表記文字として漢字と片仮名のいずれを選択するかによって決定づけられるものであるので量的観点の導入が不可欠となること

は多言を要すまい。ギローが、

○まことに文体論は、統計学的分析得意の地盤であるように思われる。それは、文体事実が客観的に観察できて列挙できるものである、という理由からばかりではなく、言語がひとつの統計的な本質をもつもの、「痕跡の総和 (ソシュール)」であるからでもある。

La stylistique semble en fait le domaine d'élégion de l'analyse statistique; non seulement parce que les faits y sont objectivement observables et dénombrables, mais parce que la langue est une entité statistique, (une somme d'impressions),
と説く如きである。

⑧ 音声・音韻

この方面からのアプローチとして、代表的なもの一つに、「音便」が挙げられよう。

例えば、△カ行四段活用動詞「行く」+助詞「て」▽が「非音便形——行きて」を取るか、「音便形——行つて△促音便▽」を取るかに文体論的表現価値を認めようといった類のものである。

この他、和語の場合、「アユビ——あゆむ」の如き、「バ行音 (訓読語)」とマ行音 (和文語) との対立、「ナナメ——ななめ」の如き (訓読語と和文語との間に認められる母音の対立) などがアプローチの仕方として考えられよう。

従来、右の如く、和語の音については、種々のアプローチが提示されて来たけれども、漢字音についても、当然、文体論的考察が加えられてしかるべきであろう。

例えば、△無礼▽を「ムライ」と呉音読するか「ブレイ」と漢音読するか、古風な言い方であるか新しい言い方であるかを認めようとする如きものである。

一つの漢語が、漢音読されるか呉音読されるか又漢呉混読されるかといった視点、あるいは、一文章中の漢音読語・呉音読語・漢呉混読語それぞれ占める割合、舌内・唇内鼻音の区別が保たれているか否か、唇内入声韻尾が促音化するか否か、といったさまざまな視点が考え得るのであり、多くの課題が存するように思う。

⑨文法

この観点からは、(一)語・文レヴェルに於けるアプローチの仕方と、(二)文章レヴェルに於けるアプローチの仕方とがある。

バイの文体論が(一)にとどまるものであったことは、西田直敏氏の強調するところである。

(一)に於ける視点は、種々あつて枚挙にいとまない。一例を掲げれば、平安時代の漢文体に於いては、中国古典の文法に準拠する漢文とそうでない日本式の語序に従う漢文とがあつて、「我学漢文」か「我漢文」かの如く、ともにその表現内容には変わりない(「同一の概念」)が、措辭法に相違の存することがある。ここに文体の違いを認めようとするもの等がこれに当たる。

(二)についても、近時多くの視点からの報告がなされている。

例えば、文Aを理由として、文Bの結論が得られたとするとき、「文A△故に▽文B」と表現するか、「文B△その故は▽文A」と表現するか等の文体的異形が存在する。いずれを選択しても表現内容が変わることはないのである。

かような理由説明の表現形式に注目する視点の外、文章の冒頭・

末尾の表現形式に注目する方法や文章構成法・文連接法などこの方面からのアプローチと言えよう。

⑩語彙

平安時代の語彙については、△程度の甚しいさま▽を言うのに、「ハナハダ」と「いと」のいずれを選択するか、又、△使役▽の助動詞として、「シム」と「す・さす」のいずれを選択するか等によって、漢文訓読体と和文体の二つの文体の存在することを説かれた築島裕博士の一連の業績が注目される。

右のような語の対立について、築島博士は、次の如く述べていら

れる。⁽²⁸⁾
○第二の点(筆者注、訓点特有語彙が用いられる原因の一つの点)としては、訓点の原となつた漢文そのものではなく、表現対象は「一応同じであるが、表現者の表現態度の相違によって、語形が二つに分れる場合である。」

傍線部「表現対象は一往同じである」ということが、ビエール・ギローのいう「同じひとつの概念」に相当すると思われる。表現主体の抱く「同じひとつの概念」は、これを客観的に分析する立場としては、「同義」か否かという問題に把え直される。

関一雄氏は、築島博士の御説に次のような疑義を唱えられた。⁽²⁹⁾

○ほぼ同じ意味を表わす語が、和文語と訓読語の間に対立的に見出される、という見方には、同義語(又は、それに近いもの)とみるその前提自体に問題がありはしないかとの疑義がある。一体、全く異なる資料に並行的に使用される両者を比べて、同じ意味か、ほぼ同義であるとされる根拠はどこにあるのか。意味はかな

りよく似ていても、どこか違うところのある類義語ではないかとの前提から出発すべきではないのか。

先の⑦⑧の視点と異なつて、語彙を文体分析の指標として用いる場合には、この「同じひとつの概念」即ち「同義である」という前提が、過去の文献を対象とする場合、特にその保証を得るのが容易ではなく動揺する可能性が存するのである。

関氏の御批判は、築島博士の「表現対象が一往同じである」とされた語彙に対して、「語義のずれ」が認められるということを問題にした意味論・語彙論の立場からのものなのか、あるいは文体論的立場からのものなのか必ずしも分明ではないように思われる。が、築島博士の「表現対象が一往同じである」とされた一々の語の対立について、語義のずれを検討することには、十分な意味がある。但し、たとえ、そこに語義のずれを認め得たとしても、その時点で文体論的立場からの批判が成立するか否か(即ち、文体指標として不適であるという烙印を押すことができるか否か)には、尚一考の余地が存するよう思う。

例えば、「ミル」と「診察スル」とは、一般的には「同義」であるとは認め難く、「ミル」の方にはるかに多くの意義特徴が認められることは疑を容れないところであろう。しかしながら、「医者が患者ヲ——」に類する文脈では同義である。これは、「写真機」と「カメラ」との關係の如き「一般的同義」とは區別して「文脈的同義」と称されるものであるが、この文脈に於いて「ミル」が選択されるか、あるいは「診察スル」が選択されるかということは、やはり、文体の差として説明される問題であると思ふのである。

従来、同義關係 (synonymy) ということについて、これをより分析的に扱えようとすることは、平安時代語研究に於いてはあまり行われなかつたように思われるけれども、今後、築島博士のこの成果に抛つて立論する場合には、後の、所謂和漢混淆文に於ける「和漢混淆現象」について考察するにしても、一々の語の対立を精査してゆくにしても、「一般的同義」か「文脈的同義」かといった観点からの検討が必要であると思ふ。

④ 修辭

この他、修辭論的観点も存しよう。平安時代の文体研究には、従来、比喩法・対句法⁽³²⁾などからのアプローチがなされてきた。

以上、(a)言語構成要素は、概ね⑦⑧の諸要素が考えられる。従来行われてきた平安時代語文獻の文体研究の視点は、右のいずれかに所屬せしめることが可能であるよう思う。

(b) 統合

但し、これが一つの視点に偏している限り、文体研究としては不十分であると言わなければならぬ。

中村明氏が、

○文体とは、表現主体によつて開かれた文章が、受容主体の参加によつて展開する過程で、異質性としての印象・効果をはたすときに、その動力となつた作品形成上の言語的な性格の統合である。

(傍線は私に附した)

と説かれるように、諸要素からのアプローチの「統合」が目指されるべきであろう。又、(a)言語構成要素の⑦⑧を同じレベルで扱

うのではなく、その文章の文体をより強く規制している要素とそうでない要素とに見分けることも必要である。

平安時代の文章を範疇化する場合には、概して語彙・文法を上位に、文字・表記を下位に置くことが有効であるように思われる。それは、表記法・用字法の大綱を異にする文献を比較する時には、これを捨象して語彙・文法の問題として考察せざるを得ない場合が多いからである。⁽³⁷⁾

④陳述の様相

これには、個別的に把える方向と、類型的に把える方向とがある。⁽³⁵⁾

従来、ビエール・ギローの文体の定義は、日本の古典の作品でも、どちらかと言えば、一文学作品乃至一作家の文体を考察する場合に採用されることが多かったように思われる。⁽³⁶⁾

先にも述べたように、小論の筆者は、文体を類型的に、範疇化して把える方向を目指したいと思うのである。既に提唱されている平安時代の文体範疇以外に新たなものは存しないか、又、従來說かれている文体範疇の下位には、類型的に把握される小範疇は見出し得ないか等が課題となる。

新たな文体範疇の仮設には、少なくとも、従来のものには見出し得ない文体的異形を提示することが必要条件とならう。従って、他の文体範疇に所属する文献群との「比較」が基本的作業となるのである。

ギローが、

○比較することに、文体論的分析の本質がある。ヴィクトール・ユゴーの文体を規定するとは、すなわち、彼の言語を、ほかの詩

人、彼の同時代人たちの言語と比較することである。

La comparaison est l'essence de l'analyse stylistique:
dénier le style de Victor Hugo c'est comparer sa langue
à celle des autres poètes, ses contemporains
と説く所以である。⁽³⁷⁾

2、平安時代の文体範疇

(イ)従来の説

さて、従来提唱されている平安時代の文体範疇には如何なるものが存するであろうか。

山口佳紀博士は、

○漢文訓読文体

○変体漢文体

○和文体

の三範疇を提示された。⁽³⁸⁾さらに、桜井光昭氏はこれに和歌文体を加え、

△散文▽

○和文体

○漢文訓読文体

○記録(文)体

△韻文▽

○和歌文体

の四範疇を立てていられる。⁽³⁹⁾

桜井氏は、山田俊雄氏の「和漢混濁文を一つの文体として確立したものとは認め難い」とする論拠に賛意を示された上で、右の四範

瞬の位相差が最も歴然として存在した時期（11・12世紀）に確立した文体を認め、それと比較するならば非常にルーズな概念の文体、13・14世紀を中心とした時期の可変的文体として「和漢混淆文」の温存を主張された。筆者も位相差の歴然と存していた時期の文章とそれ以降の文章との相違を説明するには有効であるように思われるので、暫くこの用語を便宜的に使用することとした。

但し、この「混淆」の内実については、複雑でさらに深く検討が必要であって、塚原鉄雄氏の説かれる如く、「和」と「漢」の要素が「折衷」されたのか「統合」されたのか等に慎重な吟味を要する所である。

ともあれ、所謂「和漢混淆文」と称される、今昔物語集や平家物語といった文章の性格は、従来、平安時代の諸の文体範疇を如何にどの程度受容したかといった形で研究がすすめられて来ており、その成果も着実に上がって来ている。今後、こういった形で、一層、分析的になされるべきであると思うのであって、用語の適否も、その中で自ら答えが導かれるものと思う。

(四) 「和文体」と「漢文訓読文体」の存在証明

漢文訓読に用いられる言語は、和歌・和文の言語と種々の面で異なりこれと大きく対立するものであるということは、早くから断片的に気づかれていたが、これを体系的かつ実証的に解明したのは、築島裕博士であった。その全貌は、『平安時代の漢文訓読語についての研究』（昭38、東京大学出版会）に明らかである。これによって、訓読文体と和文体との存在証明が果されたと言いうことができると思う。さらに、これを受けて山口佳紀博士は、「形容詞より見たる漢文訓読語と和文語の性格」（『東京大学教養学部人文科学科紀要』44、昭42・12）

・「平安時代語の源流について（正・統）」（『東京大学教養学部人文科学科紀要』48・51、昭44・12、昭45・12）によって、訓読語と和文語の差異の性質の解明を試み、訓読語・和文語・歌語と上代語との関係を論じ、この方面を進展させた。

(五) 「変体漢文体」の存在証明

「和化漢文体」乃至「変体漢文体」の存在証明は、近時の二大著書によって果されたと思われる。

上代に於いては、小林芳規博士による「訓漢字」を中心とする一連の研究並びにそれに基づいて為された古事記の訓読があげられる。一定の和語に対しては、一定の漢字表記を選択する原則が一つの漢字によって確かめられ（1）「訓漢字」説）、その文字列の集積としての文章は、これを中国古典の文章とは異なった本邦独特の文体と認め得ると思うのである。

そして、平安時代に於いては、峰岸明博士の『平安時代古記録の国語学的研究』（昭61、東京大学出版会）が注目される。

この方面の研究については、武藤元信「記録文の特色」（『東洋学芸雑誌』33号、昭42・11）、布施秀治「古文書記録に見えたる語辞の一般考察（上・下）」（『帝國学士院紀事』2巻1・2号、昭18・3、7）、築島裕「変体漢文研究の構想」（『東京大学教養学部人文科学科紀要』13輯、昭32・8）などが先駆的なものとして知られるが、峰岸明「今昔物語集に於ける変体漢文の影響について——「問」の用法をめぐって——」（『国語学』36集、昭34・3）によって、「問」について中国漢文乃至漢文訓読文にも和文にも見出されない用法が認められる文献群に注目して「変体漢文体」の存在を示唆し、今昔物語集への影響を説かれたことは特筆すべきであると思われる。

峰岸博士は、日本漢文を文章の表現態度・言語の性格などから次の如く分類を試みていられる。⁽⁶⁾

(一) 漢文の作成を志向するもの

(1) 中国古典の文章の用字・用語・文法に正しく準拠するもの

(純漢文)

① 漢籍系の文体を基調とするもの

② 仏典系の文体を基調とするもの

(2) 純漢文の作所を目指しつつも、中国古典の文章には存しない用字・用語・文法を含むもの(和習・和化漢文)

① 漢籍系の文体を基調とするもの

② 仏典系の文体を基調とするもの

(二) 国語文の作成を志向するもの

(1) 漢文様式によって国語文、即ち日本語の文章を表記したもので、文体上、純漢文とは異なる独自の特徴を有するもの

① 漢籍系の文体の色彩の濃いもの

② 仏典系の文体の色彩の濃いもの

③ 実用文体の色彩の濃いもの(記録体)

(2) 漢字文ではあるが、一方に本来のものとして仮名文・漢字仮名交り文が想定され、もしくは現に存するもの(真名本)

① 記録体に近いもの

② 真仮名文に近いもの

右の中で、(一)国語文の作成を志向するもの、を中国古典の規範から逸脱している、「変」わっているという意を含有するかに見える「変体漢文」に属せしめることには、尚検討の余地が存するように

思われる。

かような術語の問題の解決も含めて、変体漢文・和化漢文・記録体、それぞれの文体の解明は、今後の重要な課題である。

3、まとめ

従来提唱されて来た、平安時代に於ける主要な文体範疇は、先に筆者がビエール・ギローの文体の定義に基づいて仮説的に提示した平安時代語の文体論によって一層明確に説明され得ると思う。

「表現類型」あるいは「言語体系」の名のもとに行われて来た平安時代の語文体の研究と、現代の特定の文学作品の文体分析を中心と進められて来た文体論の理論的研究とは、従来、互いに歩みよることなしに進められて来た感がある。ここでは、以上の考察を通して、その一つの橋渡しを試みた次第である。

三、平安時代の表白文の文体

1、表白文の所属する文体範疇

前項(二)に於いては、平安時代の文体範疇に如何なるものが従来提唱されて来たかを略述した。表白文は、本邦人作成の漢文の一であるので、峰岸博士の「日本漢文の分類」の中でまず定位させることが必要となる。

平安時代の表白文は、従来中国古典の語彙・語法に正しく適う正格の漢文であると説かれていたけれども、筆者は、これに和習が混入している事実を指摘し、峰岸博士の説く「変体漢文」であることを報告した。

中国文献としての「表白文」は、その実在したことを示す文献そ

のものが現在伝わっていないので、その言語の性格は明らかにし難いが、仏教史学の教える所に依れば、やはり唐代に於いては駢文体であったらしいことが説かれている。⁽⁴⁷⁾

さすれば、本邦人作成の表白文も、中国古典の文章を規範と仰いでいることが推測され、峰岸博士の言う「和化漢文」に所屬せしめることが一応可能かとも思われる。

しかし、この本邦人作成の表白文の文体と、峰岸博士が記録体の代表として取上げられる公卿日記などの文体との相違点については、具体的には未だ考察が及んでいないのである。

そこで、本稿では、以下、この点に焦点をしばって考察することとした。

2、文体分析の方法——漢字の用法からのアプローチ——

二で述べた文体論に拠って、表白文の分析を進めてゆく場合、アプローチの仕方は数多く存する。又、それをさまざまな角度から行なうて、最終的には「統合」してゆかなければならないであろう。又、対象文献の性格を熟知した上で、その文体を測るにより適しいものさしを用意されるべきであろう。

修辭論的観点(二・一①②③)からすれば、対句表現を基調とする表白文の文体と、その表現手段をほとんど用いない公卿日記の文体とは一見して大きな違いが存するのである。このこと自体は、両者の文体の違いを説明するのに重要な点ではある。しかしながら、この対句使用の観点からさらに細かく検討してゆくことにはあまり生産性を認め得ないと判断される。そこで、両者を「比較」するに耐え得る視点(④のまじ)が設定される必要が出てくるのである。

その視点として、有効であると考えられるもの一つに「漢字の用法」⁽⁴⁸⁾が存するように思う。

平安時代の表白文作者は、平仮名でもなく、片仮名でもなく、漢字をまず選択した。先述の如く、小林芳規博士は、古事記などの漢字使用が、中国漢文(乃至その訓読文)とは異なって非常に限定的であり、一定の和語は一定の漢字で表記される原則を説かれ、「訓漢字」を提唱された。

これを、今、先の文体論によって説明すると、例えば、使役の辞には、「令」のみを選択して「使」や「遣」といった漢字を用いない、又、比況の辞には、「如」のみを選択して「若」・「等」・「類」・「猶」の諸字を用いない、そういった文字列の統体といった形で文体を把えることになろう。

(イ) 文体指標

表白文についても、使用されたすべての漢字について一々調査することが必要である。

しかし、まずは、古記録との比較ということでは差異性を抽出することを当面の目的とするので、いくつか双方によく出てくる表現を取上げ、これを文体指標として調査することとした。

今回設定した文体指標は、次の四つである。

- A、比況を表す漢字
 - B、使役を表す漢字
 - C、疑問を表す漢字
 - D、指定・断定を表す漢字
- (ロ) テキスト

平安時代に作成されたと考えられる表白文のうち、現在迄に調査

し得た文献は、約一五〇篇にのぼる。これを、今、便宜に作成された時代や作成者の社会的属性に注目して類別すれば、大きく三群に分つことができようかと思ふ。

(7) 平安時代初期資料群 (弘法大師空海の作と伝えられるもの)

(8) 平安時代中・後期資料群 (主として儒者の作と伝えられるもの)

(9) 院政期資料群 (新興の僧侶のものや旧来の儒者作のもの)

本稿では、右の文献を調査対象とした。⁽⁴⁹⁾

(1) 比較の対象資料

峰岸博士が、平安時代の代表的な古記録として選定された次の十分献を比較の対象とする。

藤原忠平「真信公記」△延喜七〜天曆三▽

藤原師輔「九曆」△延長八〜天徳四▽

藤原実資「小右記」△天元五〜長元五▽

藤原行成「権記」△正暦二〜寛仁元▽

藤原道長「御堂閔白記」△長徳四〜治安元▽

源経頼「左経記」△長和五〜長元九▽

藤原資房「春記」△万寿三〜天喜二▽

源俊房「水左記」△康平五〜嘉承三▽

源経信「帥記」△治暦元〜寛治二▽

藤原師通「後二条師通記」△永保三〜康和元▽

3、分析結果の記述

A、比況を表す漢字——△表①▽参照

古記録に於いて、比況を表す漢字としては「如」字が原則として使用される。

○鴨河水入京中、多損人屋舎・雑物、西堀河以西如海、不能往還、
(真信公記、天曆元年七月廿日)

○或人云、先被申事由於攝政、然後可被左右歟如何、難者如雲云、
(小右記、永祥元年十一月廿四日)

○入夜出、月明如鏡、(御堂閔白記、長保二年正月十三日)

○見物之車如櫛列立、此中殿之上御車立瓦屋東野、(帥記、承暦四年九月十五日)

○晚頭碧落雪散如花、(後二条師通記、寛治五年正月五日)

但し、稀に、「似」字の例が認められ、

○雨降如常、似志久れ、(御堂閔白記、長和二年三月廿四日)

○曉大雪、積庭中、深四寸許、雪如鷲毛飛散似花、(後二条師通記、寛治五年十二月十五日)

又、

○日来氣冷、就中此兩三日温風還爲涼風、或着綿衣二三領、夜漏弥涼、不異晚秋、(小右記、長和三年六月四日)

の如き「不異」も極めて稀に用いられることがある。

表白文に於いても、

○此身脆如泡沫、吾命假如夢幻、(講演仏経報四恩徳表白・性靈集)

のように「如」字を用いる例が多いが、古記録には見出されない、

○九山峨々、比恩徳者類蟻壇、八海漫々、譬慈訓者如牛灣、(東寺御影供表白・高山寺本表白集)

○撫我若娘、提我若父、(爲先師講釈提詞語表白・性靈集)

○譬猶雖不見大象之形、測身力於踐踐投跡之地、雖不望神龍之躡、

諸威勢於雷雨振響之天者也、(中宮孔雀経御修法表白・表白御草)

「類」「若」「猶」等の諸字が使用せられる。

(表①) 比況の漢字

合 計	(ウ) 院 政 期				(イ) 平安中・後期	(ク) 平安初期	テキスト	字 用		部 分	非対句
	(b) 儒者作	(a) 僧侶作						「如」	「似」		
		2天台宗	1仁和寺	宗言真勸修寺							
7		4	1			2	「如」	「似」			
13	1	6		6			類	同			
7				5	2		均	諭			
4					3		猶	譬			
1						1	何	異			
1		1					×				
1				1							
1		1									
5				4		1					
1						1	若	似			
1						1	×	×			
1			1				似	同			
1(1)					1(1)		類	同			
1				1			譬	似			
1				1			稱	諭			
2		2					同	相			
1						1	不	異			
17	2	14				1	如	譬			
1					1		猶				

(注) 1、×印は、対句の一方に比況の字が存し、もう一方に存しない場合である。
 2、2は、対句の双方に当該字が用いられている場合である。
 3、「似同」等は、対句の一方に「似」字、もう一方に「同」字が用いられている場合である。

B、使役を表す漢字(助字のみ) — 表②参照
 古記録に於ける使役の助字は、「令」字のみである。

- 於天台山、令讀大般若一部、爲予也、(貞信公記、延長三年二月廿七日)
- 遣官擊可令實檢之由被仰之、(九曆、天慶八年十二月廿日)
- 仍盃酌之間令勤行酒之役、未及乘燭事了、(権記、寛弘三年七月卅日)
- 未時打鐘、事初、講師覺運說法令感衆人心、(御堂関白記、寛弘二年八月十五日)

は、

○近衛府使許舞人下襲送、從中宮被奉齋院扇云々、(御堂関白記、寛弘元年四月廿日)

の例のように名詞に用いられる「使」字が、表白文では、
 ○譬「猶使」羊將猥稱「雞爲」鳳之裝」。 (天台大師撰番驗綱表白・本朝文集)

○願使其受貝生類、早歸法性之波、願使其觸手之芳魂、必至畢竟濱、
 (建春門院御中具経供養表白・表白集位意)
 右の如く、使役の助字に使用される例が存するのである。

○入夜大藏卿長房卿

來、令木工允俊章

謝之、(水左記、承保

四年閏十二月八日)

表白文に於いて

も、

○一生一死、令人溺

苦衆之水、乍離乍

歿、幾許絶人間之

腸、(三盛大夫爲亡息

女誓写供養法花経講説

表白文・性靈集)

「令」字を用いるのが通例である。しかしながら、古記録で

(表②) 使役の漢字(助字)

合 計	院 期 政				テ キ ス ト	用 字			
	(b) 儒 者 作	(a) 僧侶作				平 安 中 ・ 後 期	対 句 部 分		
		2 天 台 宗	1 眞 言 宗 ① 仁 和 寺	1 眞 言 宗 勸 修 寺			1 宗 東 寺	一 方 一 方 × 一 方	其 他
1		1				双 方 一 方 × 一 方	令		
3	1			1		使 × 2	使		
1		1				使 × 2	使		
1					1	使 × 1	使		
10	3	2	2	2	1		令		
5		1		1	3		使		

C、疑問を表す漢字(助字のみ) — 表③参照

古記録の疑問助字については、既に峰岸博士の詳論がある。⁽⁵⁾ 峰岸博士は、「平安時代の古記録には」疑問助字として「歎」「乎」「哉」及び時に「耶」の四字が使用されているが、常用されるのは上三字であり、殊に「歎」字は、同時代の他の種の漢字表記文献に比較して著しく使用度数の-high ことが知られた。と共に、「歎」字は、質問表現中の選択要求・判定要求、疑惑表現の用法を擔当し、特にそれが疑惑表現として単独で文末に使用される用法は、記録語文に特徴的な用法であろうことを論述された。

表白文に於いても、右の結論から外れると思しき事象は見出され

(表③) 疑問を表す漢字(助字)

合 計	院 期 政				テ キ ス ト	用 字			
	(b) 儒 者 作	(a) 僧侶作				(i) 平 安 中 ・ 後 期	対 句 部 分		
		2 天 台 宗	1 眞 言 宗 ① 仁 和 寺	1 眞 言 宗 勸 修 寺			1 宗 東 寺	乎	哉
1					1	乎	哉		
1		1			1	乎	哉		
1					1	乎	哉		
2		1	1			乎	哉		
6	2			3	1	乎	哉		
6			4		2	乎	哉		
3			3			乎	哉		
1			1			乎	哉		
2				2		乎	哉		
12	2	4	4	1	1	乎	哉		

なかつた。(↓表③)
これは既に報告した所であるが、「観智院本作文大駄」には、「送句」の例として、

送句施ス尾
モノナリナラクノミ
者也 而已 者歎 哉也 耳
モノカノヤナリマクノミ
此等ノ類言ヲ皆名
或ニ字无對或云詩ニハ (天理園書館現蔵「平安詩文集」所収)
有對筆ニハ不對

が挙つてゐる。このうち、「者歎」は、

○嚴重之御願。不レ可ニ得而稱レ者歎。(法勝寺大乗會講師表白・本朝文集)

○甚深功德、不可測量者歎。(美作守顯能法性寺堂供養表白・高山寺本表白集)

○御願鄭重、佛界納受者歎。(平治五十日御逆修三七日表白・表白集附録)

の如く多く用いられ、特徴的であると言へよう。

(表③) 疑問を表す漢字(助字)

D、指定・断定を表す漢字——(表④)参照

古記録では、「也」字が常用され、

○御修法僧等賜度者、縁義海律師申請也、加之今年可愼也、(貞信公記・天慶二年二月一日)

○馬場進精藤殿酒、是例事也、(小右記、長和元年五月五日)

○使高雅、舞四人我子也、是希有事也、昨一舞頼宗・顯信也、是座次第也、(御黨関日記、寛弘四年十一月廿二日)

○亥刻許清水寺焼亡、世間大事也、(後二条師通記、寛治五年三月八日)の如きである。

しかし、稀に「矣」字が使用せられる。

○親王之例所未知也、計之、不持有何事矣、(九曆、天徳四年三月十九日)

○尋常之時、勳茶朝務多矣、(権記、長保二年五月十四日)

○仍左方可乱聲、而右共乱聲、不可然矣、(小右記、長和二年七月廿九日)

又、後二条師通記や左経記といった特定の文献に限って、極く僅かに「焉」字の使用例も確認された。

○乘燭之後左大弁對面焉、(後二条師通記、寛治四年十二月九日)

○自餘殿上人諸大夫前師者濟々焉、(左経記、寛仁三年八月廿日)

表白文に於いても、「也」字が優勢であつて、

○就中真言密教者、喻之尸尼妙薬、諸法之天王也、称之金剛重宝、

仏説之至尊也、(覺慈王供養表白・高山寺本表白集)

○或眼前忽感如來之舍利御事既希代也、(平治五十日御逆修結願表白・表白集(複製))

右の如く、対句部分・非対句部分を問わず用いられる。

しかしながら、「焉」字や「矣」字の例も相当数存し、殊、対句部分に於いて、

○九山之挿雲端、比恩徳者類蟻墮焉、八海之極地際、譬慈訓者如牛潄矣、(歡喜光院皇后宮御八幡開白齋師表白・高山寺本表白集)の如く用いられるのが注目される。

又、「者也」の使用が、非対句部分に於いて特徴的である。

○該是依三大伽藍之加護。増三萬歲藤之光華一者也、(春日御黨唯談会表白・本朝文集)

これらは、先の観智院本作文大鉢の「送句」の記事や、群書類従本作文大鉢の、

句終焉矣字置事。

爲避聲足字置之。或用贈句也。焉字平聲也。矣字他聲。

といった記事との関連が推測され、注意すべき事象であろうと思はれる。

(表④) 指定・断定の漢字

合 計	(イ) 平安中・後期				テキスト	用 字	
	(a) 僧侶	(b) 儒者	1 天台宗 仁和寺	2 真言宗 勸修寺		対句部分	
						「也」のみ	「矣」
54	8	15	13	10	8	「也」	「矣」
3			3			「也」	「矣」
2	1				1	「也」	「矣」
3				2	1	「也」	「矣」
13	2		9	1	1	「也」	「矣」
113	11	28	5	53	14	「也」	「矣」
21		8	1	2	10	「也」	「矣」
15			6	5	4	「也」	「矣」
4			1	1	2	「也」	「矣」

4、分析結果のまとめ

以上の文体指標に基づいて分析した結果をここでまとめてみると、A比況・B使役・C疑問・D指定断定、を表す漢字について見た場合、記録語文献に比して、表白文の方が多くの文体的異形を有している(使用字種が豊富である)と言うことができる。逆に、古記録にはあって表白文には認められないといった用字は、今回の調査では見出し得なかった。

四、むすびに代えて

本稿では、平安時代の表白文の「文体」を解明するに当たって、まず、「文体」とは何かという問いに対する現時点での仮説的定義を下し、筆者の立場を明らかにした。そして、その文体論に基づく実践として、漢字の用法という一視点からの考察を行ない、その表現の様相を記述した。

漢字の用法という問題一つについても未だ充分であるとは言えず、他の漢字表記(例えば副詞の漢字表記)についても同様のことが言えるのか検証してゆく必要がある。

又、今回は、平安時代を汎時論的に扱って記述したが、これをさらに細かく時代別・作者の社会的属性の別に観察してゆくことも必要となろう。ギローの説くように、文体論は、本質的には共時論であるが、通時論的研究もまた可能である。

今後は、これらの成果を踏まえて、他の視点からのアプローチを行い、そして統合し、それぞれの表現手段の文体的価値を明らかにしてゆくことが課題となる。

△注▽

(1) 高山寺典籍文書綜合調査団編『高山寺古典籍纂集』(高山寺資料室17、昭63・東京大学出版会)

料室17、昭63・東京大学出版会)

(2) ビエール・ギロー、佐藤信夫訳『文体論』文庫クセジュ・むすび 文体論の任務(昭59・白水社) Pierre Guiraud: LA STYLISTIQUE. 1961 近時 ビエール・ギロー氏は Initiation a la linguistique Pierre Guiraud et Pierre Kuentz la stylistique KLINCKSIK PPARIS 1975 を公にしていられる。

(3) 伊吹武彦『フランスにおける文体論について』(『国語国文』25-11、昭31・11)

西田直敏『平家物語の文体論的研究』(昭53・明治書院)

山口仲美『平安文学の文体の研究』(昭59・明治書院)

(4) 中田祝夫『古点本の国語学的研究・総論篇』(昭29・講談社)

尚、国語史の時代区分についての考え方には、次のものがよく知られている。

塚原鉄雄『国語史原論—日本国語の史的展開—』国語史と時代区分(『端選書』17、昭36)

阪倉篤義『講座国語史1国語史総論』第三章国語史の時代区分(昭52・大修館書店)

(5) 築島裕『平安時代の漢文訓読語につきての研究』(昭38・東京大学出版会)

小林芳規『平安鎌倉時代に於ける漢籍訓読の国語史的研究』(昭42・東京大学出版会)

桜井光昭『平家物語』に見る和漢混淆現象(『国語学集史研究』5、昭59・5)

(6) 注(2)文献、第三章記述的文体論すなわち表現の文体論

- (7) 注(3)文献、第三章文体的価値の再構——「坂東声」を例として—
- (8) Stephen Ullmann: The reconstruction of 'stylistic Values: Language and style. Oxford Basil Blackwell 1966. p. 154—173
- (9) 築島注(5)文献、第一章第二節平安時代の言語体系 二文献の性格に基づく分類
- (10) 小林芳規「助詞「イ」の残存—平安時代の使用者と用法—」(『東洋大学紀要』13、昭34・5)
- 同注(5)文献、第四章第四節同一漢籍における諸訓法の系統
- 築島裕「平安時代の古訓点の語彙の性格—大日経の古訓法を例として—」(『国語学』102、昭50・9)
- 三保忠夫「蘇悉地羯羅經古点の訓読法」(同右)
- などが有益である。
- (11) 注(2)文献、第三章記述的文体論すなわち表現の文体論
- (12) 『国語学大辞典』「文体(種類)(1)記載形式から」(八市川孝執筆)(昭55・東京堂出版) 中田祝夫「平安時代の国語」(『日本の歴史』昭32、至文堂) 春日政治著作集2『国語文体発達史序説』(春日和男編、昭58、勉誠社)
- 尚、山田俊雄氏は、表記の面から把えた文章の様式を「表記体」と称し、「文体」とは別個のものとして扱うべきであることを主張される(『脱話文学の文体—総論—」・『日本の脱話七』東京美術、昭49)。
- 小論の筆者は、表記・文字の選択も「文体」に係り、表記とその他の言語要素との間に関連の存する可能性を認めたいと思うので、これを「文体」の概念に含めて考えることとす

- る。
- (13) 小林芳規「中世片仮文の国語史的研究」(『広島大学文学部紀要』39、昭46・6) 序章三、研究資料(1)以下
- (14) 注(2)文献、第五章さまざまの問題—文体論と統計学。尚、その実践に当たっては、権島忠夫「文体研究に必要な統計の考え方」(『文体論入門』(八日本文体論協会)昭41・11)が有益である。
- (15) こまつひでお「音便機能考」(『国語学』101、昭50・6) 13項
- (16) 築島注(5)文献、第四章訓点特有語彙の特性
- (17) 来田隆「否定辞「無」を冠する漢語の音と意味—「無礼」の音の変遷をめぐって—」(『鎌倉時代語研究』4、昭56・5)
- (18) 沼本克明「平安鎌倉時代に於る日本漢字音に就ての研究」(昭57、武蔵野書院) 付論第三章変体漢文訓読に於る字音語の性格
- (19) 中田祝夫「土佐日記中の撥音の二種」(『新註国文学叢書土佐日記』昭26、講談社)
- 小林注(13)文献、第三章漢字音の国語化1・2、唇内mと舌内nとの混同
- (20) 小松英雄「日本字音における唇内入声韻尾の促音化と舌内入声音への合流過程」(『国語学』25、昭31・7)
- (21) 注(3)文献、第一章語学的文体論序説
- (22) 築島注(5)文献、第七章第三節変体漢文研究の構想
- (23) 注(3)文献、第十二章理由説明表現形式の変遷
- (24) 峰岸明「表白の文章様式について」(本稿第一項参照) 同「変体漢文」(昭61、東京堂) 第七章変体漢文の文体
- (25) 大曾根章介「平安時代の駢儷文について—文章の段落と構成

を中心に」(『日言合女子大学研究紀要』3、昭42・12)など。

(26) 山口注(3)文献、第一章平安朝文体研究の一視点など。

(27) 注(5)文献、第四章四訓点特有語彙の性格

(28) 注(27)参照。

(29) 関一雄「宇治拾遺物語の「和文語」動詞と「訓読語」動詞の

一考察—中古仮名文学用語の性格に関する一試論—(『山日国文』6、昭58・3)

(30) 國廣哲彌『意味論の方法』第四章4・5・4同義関係(昭57・

大修館書店)

(31) 山口注(3)文献、第二部比喩と文体など。

(32) 川口久雄『平安朝日本漢文学史の研究上』第十二章四六駢體

体の行きつまりと変体漢文の成立(昭36・明治書院) 大曾根章介
「平安時代における四六駢體文—本朝文粹を中心に—」

『中央大学文学部紀要』71、昭49・3)など。

(33) 中村明「文体の性格をめぐって」(『表現研究』20、昭49・9)

(34) 山口佳紀「今昔物語集の文体基調について—由(ヨシ)の用法

を通して—」(『国語学』67、昭41・12)

(35) 山口注(3)文献、序論林巨樹「文章史と文体」(『国語と国文学』

63-12、昭61・12)

(36) 西田・山口注(3)文献

(37) 注(2)文献、第五章さまざまな問題—比較文体論

方法論上、テクストを対象とする限り、その全体が全く同義であるいくつかの文章を比較することは、ほとんど望めない。この場合、「同じひとつの概念」という条件をゆるくして考える必要があると思われる。このような、「同義性」を

文体論は必要条件とするか、といった問題については、中村明注(33)文献に教えられる所が大きい。

さらに又、この「同じひとつの概念」に固執していると、文体の問題として明らかにし得ない部分のあることを知るのであって、例えば、同一の形態について、文献によって選択する「意味」の異なる場合がある。

この場合の「表現手段」は他ならぬ「意味」それ自体であり、「同じひとつの概念」という「意味の同一性」を前提とする限り、このような「意味」の観点からのアプローチという考えは成立しなくなる。

(38) 注(34)文献

(39) 桜井注(5)文献

(40) 山田俊雄「和漢混淆文」(『岩波日本語10文体』昭52・岩波書店)

(41) この術語の展開を詳しく辿ったものに、

西田直敏「和漢混淆文の文体史」(『講座日本語学7文体史1』昭57・明治書院)がある。

(42) 塚原氏もこの「和漢混淆文」という術語の使用を停止され、

折衷国文・統合国文の称を用いられている(『訓読文稿の史的座標』・『国語国文』49-9、昭55・9)。

(43) 『論集日本語研究12中古語』解説八山口佳紀執筆(昭55・有

精堂)

(44) 「上代における書記用漢字の訓の体系」(『国語と国文学』47-10、

昭45・10)を始発として、日本思想大系1『古事記』(昭57岩波書店)に集大成。尚、この「訓漢字」説によって、平安時代の文献の用字法について論じたものに、

「高山寺本古往来における漢字の用法上の性格―振仮名の有無を手廻りとする考察―」(『国文学』57、昭46・11)「将門記における漢字の用法―和化漢文とその訓読との相関の問題―」(山岸徳平編『日本漢文学史論考』昭49・11)がある。

- (45) 峰岸明『平安時代古記録の国語学的研究』(昭61・東京大学出版会)序章第二節「日本漢文について」

- (46) 橋本進吉博士の提唱した「変体漢文」の概念は、春日政治博士の「和化漢文」に相当する(峰岸明『平安時代古記録の国語学的研究』序章第二節「記録語・記録体について」)。尚、小林芳規博士の用いられる(注、(44)文献)「和化漢文」の概念は、春日博士のそれである。

- (47) 道端良秀『唐代仏教史の研究』(昭32・法蔵館)第一章唐朝の仏教対策「二試経度僧について」

沢田瑞穂「文部
省唱導文学の生成」(『智山学報』新13、昭14・12)

- (48) これを文体研究に取り入れたものに次のものがあり、有益である。

- (49) 峰岸注(45)文献、第二部第三章古記録の文体 同注(24)文献、第七章変体漢文の文体

- (49) 拙稿「平安時代の表白文に於ける対句表現の句法の変遷について」(『国語学』149、昭62・6)付表参照。

- (50) 峰岸注(45)文献、第二部第三章第二節平安時代記録文献文体 試論

- (51) 峰岸注(45)文献、第二部第三章第一節平安時代の古記録における疑問助字の用法について

- (52) 鈴木恵「日本霊異記古写本の比較に基づく文末の助字」也

「矣」の用法」(『鎌倉時代語研究』第三輯、昭55・3)

- (53) 峰岸注(45)文献、第二部第一章第一節高山寺本古往来における漢字の用法について、第三部第一章第一節今昔物語集における漢字の用法に関する一試論

- (54) 注(2)文献、第五章さまざまな問題―共時態と通時態

尚、変体漢文を通時的な視点から考察したものとして、次のものがよく知られる。

峰岸注(45)文献、第二部第一章第三節「よもすがら」用字考 遠藤好英「平安時代の記録体の文章の性格とその変遷―別」字の用法を通じて―」(『佐藤喜代治教授退官記念「国語学論集」昭51・桜楓社)

鈴木恵「原因・理由を表わす「間」の成立」(『国語学』128、昭57・3)

〔付記〕

本稿を成すに当たり御指導を賜った小林芳規先生、又、フランス文体論について御教示頂いた奥村真理子氏(本学文学部フランス語学フランス文学助手)に厚く御礼申し上げます。

―― 広島大学文学部助手 ――